

オピニオン

介護保険 その光と陰

清田区支部 小野 英夫

介護保険制度施行が目前に迫り急ピッチで作業が行われているが、未だ細部が決められていない所も多く、残り半年で制度施行されることに不安を感じている方も多いと思う。しかし、来たるべき超高齢化社会に向けてぜひとも本制度を成功させ定着させなければならない。それぞれの立場で抱える不安がいろいろあろうかと思われる。思いつくままに述べてみたい。

まず第1にケアマネージャーであるが、大変な社会的関心を集めてその資格試験が行われ、皆大きな夢や希望を持って試験に臨んだと思われるが、その仕事は決して楽なものではない。要介護者本人および家族、市町村、居宅サービス事業者さらに主治医との間の調整を行い、結果を本人に満足してもらわねばならない。人員基準上配置されなければならないとされる立場とはいえ、ケアプラン作成に対する報酬がいくらになるかによってその努力が報われるというものである。ちなみに施設サービスの場合は施設介護サービス費に含まれるとされるので病院からの給与で保証されなければならない。

第2に療養型病床群であるが、多大な投資をして市内あちこちに療養型病床群の病棟が新增築されている。当然そのすべてが施設指定されると思われるが、果してその後の経営はどうであろうか。要介護者の中には医療ニーズの高い患者も多く介護保険下にあっては正に狭間にある施設である。一般病床から退院を余儀無くされ、特養・老健では対応できない患者の入院施設として期待がかけられると思われる。ほとんど包括化される報酬体系でうまくやれるだろうか。出来高評価はX線単純撮影とわずかな処置等にすぎない。また診療所の療養型病床群はほとんどが転換型と思われるが、介護保険施設に指定

されるかどうかまだ中ぶらりんである。介護力の弱い診療所にあっては要介護度の高い患者の受け入れは望めないが、介護職員を雇い入れ来たるべき時に備えなければならない。

第3に介護報酬であるが、この点が一番難しく最後の詰めができていない。しかし居宅サービス事業者にとって最大関心事であろう。民間に依存する部分が大きくなると予想されるが、報酬が高ければ制度全体を圧迫するであろうし、低ければ意欲を失わせてしまう。自分の親を介護した場合にも報酬が支払われることになるそうであるが、この場合事業者に登録することになるのか、その評価はどうするのか、制度の根幹にも関わる事柄と思うが、もし実現したら現在親を介護している家族は皆ヘルパーの資格を取り介護報酬を受け取るべきであろう。

第4に利用者負担の問題である。この点については種々議論が尽された感があるが、現状では一割負担は止むを得ないと考えられている。しかし保険料の他一割負担はやはりそうとう家計に重くのしかかると思われる。さらに老人医療も一割定率となる見通しである。患者家族は医療費負担増のたびに他の家計分を削ってきたのである。たび重なる患者負担の増加を医療現場で経験してきたが、この点が一番辛く感じるのは私だけだろうか。いずれにしても利用料負担により介護サービスの質に対して厳しい目が向けられるのは避けられないであろう。

最後に最も気掛りな点は、介護保険と医療保険の役割分担である。介護サービス受給対象者であっても必要な医療の提供を受けることは妨げられないのが原則であり、居宅サービスにあっては在宅要介護者に対して提供される介護保険の給付対象のサービス以外の在宅医療や検査・

投薬などの個別の医療行為については医療保険から給付することが原則、しかし介護保険適用の療養型病床群においては、介護の必要性に対応する医療サービスについては介護保険による給付が原則とされる。”また特養、老健においても一定の医療行為が介護保険に包含される。現状でも老健施設入所者が一定の医療サービスが給付済みということで、他医療機関にかかる際に検査等で制約を受けている。私の意見としては介護と医療にかかる費用は明確に分ける方が

よいと思っている。このグレーゾーンが今後大幅な医療費削減のテコになるのは間違いない。実際の制度運用にあたり省令等でさらに制限が加わらぬように厳しく監視していかねばならない。いずれにしても来年4月の制度施行後、多くの矛盾や不満等々問題が噴出すると予想されるが、冷静に対処し、制度をよりよいものにするよう努力しなければならないと考える。

(小野内科医院)

お知らせ

第1回「^{いのち}生命を見つめる」フォトコンテスト

作品募集

主催＝日本医師会
読売新聞社

日本医師会と読売新聞社では、第1回「生命(いのち)を見つめる」フォトコンテストを開催します。「生命を見つめる」というテーマに沿うものであれば、生きとし生けるものすべてが被写体となります。個性的な作品をお待ちしています。

【応募規定】

- 作品のプリントはキャピネ判で。組写真は不可。
- 一人3点まで。未発表のものに限り、二重応募や類似作品は不可。
- 入賞作品の著作・使用権は一年間主催者に帰属します(ネガは一年間当方で保管し、その後返却いたします)。
- 肖像権やプライバシーの侵害には十分ご注意ください。

【賞】

- 最優秀賞 1点＝30万円
- 優秀賞 3点＝10万円
- 入選 5点＝5万円
- 佳作 20点＝図書券5千円分

【審査委員】

織作峰子(写真家)、椎名誠(作家)、田沼武能(日本写真家協会会長)、ロザンナ(歌手)ほか

【締め切り】

平成11年11月24日(水) 必着

【入賞発表】

平成12年1月中旬、読売新聞紙上で。

【送り先】

写真の裏に、タイトル、撮影年月日、住所、氏名、年齢(生年月日)職業または学校名、電話番号を明記した紙を貼り、〒135-8438 読売新聞社事業開発部「フォトコン係」

(☎03-5245-7093)へ。